

日田市規則第5号

日田市契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月17日

日田市長 原 田 啓 介

日田市契約規則の一部を改正する規則

日田市契約規則（昭和39年規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（遅延賠償） 第13条 契約担当者は、契約の履行を遅滞した場合は、遅延日数に応じ契約金額から工事、製造、製作又は修繕の引渡しに係る部分（物件にあつては、既納部分）の金額を控除した額につき年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。 2 略	（遅延賠償） 第13条 契約担当者は、契約の履行を遅滞した場合は、遅延日数に応じ契約金額から工事、製造、製作又は修繕の引渡しに係る部分（物件にあつては、既納部分）の金額を控除した額につき年<u>2.6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。 2 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の日田市契約規則の規定により締結している契約に係る改正後の第13条第1項に規定する遅延賠償

金の計算については、なお従前の例による。